

# 保険・年金



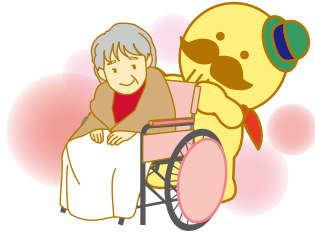
## 介護保険料

◆65歳以上の介護保険料  
 保険料の年額が確定するまでは、令和2年中の所得金額などをもとに暫定計算した保険料を納めてください。令和3年中の所得金額などをもち、本年度保険料を7月に確定計算します。

◆口座振替や納付書での支払(普通徴収)  
 4月中旬に通知する介護保険料仮徴収額通知書に基づき納めてください。

◆年金からの徴収(特別徴収)  
 2月に保険料を年金から徴収されたかたは、原則として同じ金額を4・6・8月の年金から仮徴収しますので、金額をお知らせする通知書は送付しません。

ただし、保険料の見直しなどにより、6月または8月分からの保険料額が変更となるかたには、通知書を送付します。  
 ◆昨年度中に65歳になったかたや転入したかたは、年額18万円以上の年金を受給されているかたは原則、年金からの徴収に



なり。開始時期はそれぞれ異なりますので、対象のかたには通知書を送付します。  
 問合せ先 高齢介護課  
 ☎072・433・704

## 後期高齢者医療保険料

◆保険料と保険料率  
 保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計(限度額66万円)になります。令和4年度の保険料は、均等割額が被保険者一人あたり5万4千461円、所得割額の保険料率は11・12%です。

対象	軽減後の均等割年額
世帯の総所得金額などが43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき(7割軽減)	16,338円
世帯の総所得金額などが43万円+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき(5割軽減)	27,230円
世帯の総所得金額などが43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき(2割軽減)	43,568円

※「給与所得者等」とは、次のいずれかを満たすかたです。  
 ①給与等の収入金額が55万円を超えるかた  
 ②65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超えるかた  
 ③65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超えるかた

◆健康保険などの被扶養者だったかたの保険料  
 後期高齢者医療制度に入する前日に、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だったかたの保険料の年額は2万7千230円です。

ただし、均等割額の7割軽減に該当するかたは軽減後の保険料年額になります。  
 ◆口座振替や納付書での支払(普通徴収)  
 4・6月は支払いがありません。7月に決定する保険料を9期(7月～翌年3月)で納めてください。

◆年金からの徴収(特別徴収)  
 4・6・8月の年金からは、2月に徴収した金額と同額を仮徴収します。ただし、保険料の見直しなどにより、6月または8月分からの保険料が変更となる場合があります。

7月に決定する保険料額と仮徴収金額との差額は、10・12・2月の年金から徴収します。  
 申請・問合せ先 市高齢介護課 ☎072・433・704  
 2 府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2028

## 後期高齢者医療健康診査・人間ドック

◆健康診査(無料)  
 受診券を4月下旬～5月

上旬に送付します。年度途中に75歳になるかたには誕生日の翌月に送付します。年度内に、指定医療機関で健康診査(1回)を受けることができます。  
 ◆歯科健康診査(無料)  
 歯科健康診査のお知らせを4月下旬～5月上旬に送付します。年度途中に75歳になるかたには誕生日の翌月に送付します。年度内に指定の歯科医院で歯科健康診査(1回)を受けることができます。



※ただし、長期入院中・施設入所中のかたなどは健康診査・歯科健康診査の対象になりませんので、受診券や歯科健康診査のお知らせを送付されません。退院・退所の後、健康診査・歯科健康診査を受診したいかたはご連絡ください。

◆人間ドック  
 被保険者を対象に2万6000円を限度として、人間ドック受診費用の一部を助成します。申請は年度内で1回限りです。助成金は口座振込で後日支給します。

持物 人間ドックの領収書、検査結果通知書、後期高齢者医療被保険者証、口座情報がかかるもの  
 ※申請者以外のかたに振り込む場合は、申請者が記入されない場合は、印鑑が必要です。

申請・問合せ先 市高齢介護課 ☎072・433・704  
 2 府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2031

## 国民年金保険料額と前納割引額

納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されますので、金融機関・コンビニで納付してください。  
 保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引があります。また、口座振替で前納すると、現金納付より割引額がより多くなります。毎月納付の口座振替割引は、早割(当月分を当月末日振替)に限りません。翌月末日の振替に割引はありません。口座振替のお申込みは、金融機関・年金事務所でお願います。

	現金納付	口座振替
毎月納付	16,590円×12回(なし)	16,540円×12回(50円×12回)
6カ月前納	98,730円×2回(810円×2回)	98,410円×2回(1,130円×2回)
1年前納	195,550円(3,530円)	194,910円(4,170円)
2年前納(令和4・5年度)	382,780円(14,540円)	381,530円(15,790円)

※( )内は割引額

## 年金手帳は「基礎年金番号通知書」に変わります

4月1日から、国民年金の新規加入者のかたへは、年金手帳の代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。



大切に保管しなくちゃ!

基礎年金番号通知書 在中

すでに年金手帳をお持ちのかたには基礎年金番号通知書の発行はされません。現行の年金手帳は、基礎年金番号を明らかにするものとして引き続き使用できますので、大切に保管してください。

◆退職(失業)による国民年金保険料の特例免除  
 20歳以上60歳未満のかたが会社を退職(失業)したときは、国民年金の加入届を提出し、保険料を納めます。しかし、退職(失業)により保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除する特例免除制度があります。

この制度は、退職日の翌日の属する月の前月から翌々年の6月分までが対象です。ただし、配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります。免除を希望されるかたは、申請してください。  
 持物 マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの・退職(失業)したことを確認できる公的機関の証明

申請・問合せ先 市高齢介護課 ☎072・433・704  
 2 府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2031

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長

市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかつた期間の給与などの支払いを受けられない場合は、減額された場合は傷病手当金を支給します。詳しくは、お問合せください。

◆適用期間 令和2年1月1日～4年6月30日の間で、労務に服することができなかつた期間  
 ◆支給期間 労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日より、就労を予定していた日数分  
 ◆支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

申請方法 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて)、振込口座がわかる通帳の写しを郵送または窓口へ(捺印は朱肉を使用するもので)※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロード可。  
 申請期限 労務に服することができなくなつた日の翌日から起算して2年

申請・問合せ先 国保年金課 ☎072・433・704  
 7 3